

子どもの貧困対策も踏まえた 有子世帯の扶助・加算の検証

有子世帯の扶助・加算の検証における議論の進め方(案)

- 有子世帯の扶助・加算については、本部会において議論を重ねてきたところであるが、この議論の中で、消費データの基礎となる全国消費実態調査については母子世帯のサンプルが少ない等の課題があることや、有子世帯の生活水準は一般世帯と生活保護受給世帯で差があってはならない等の意見が出されたところである。

(これまでの部会での主な意見)

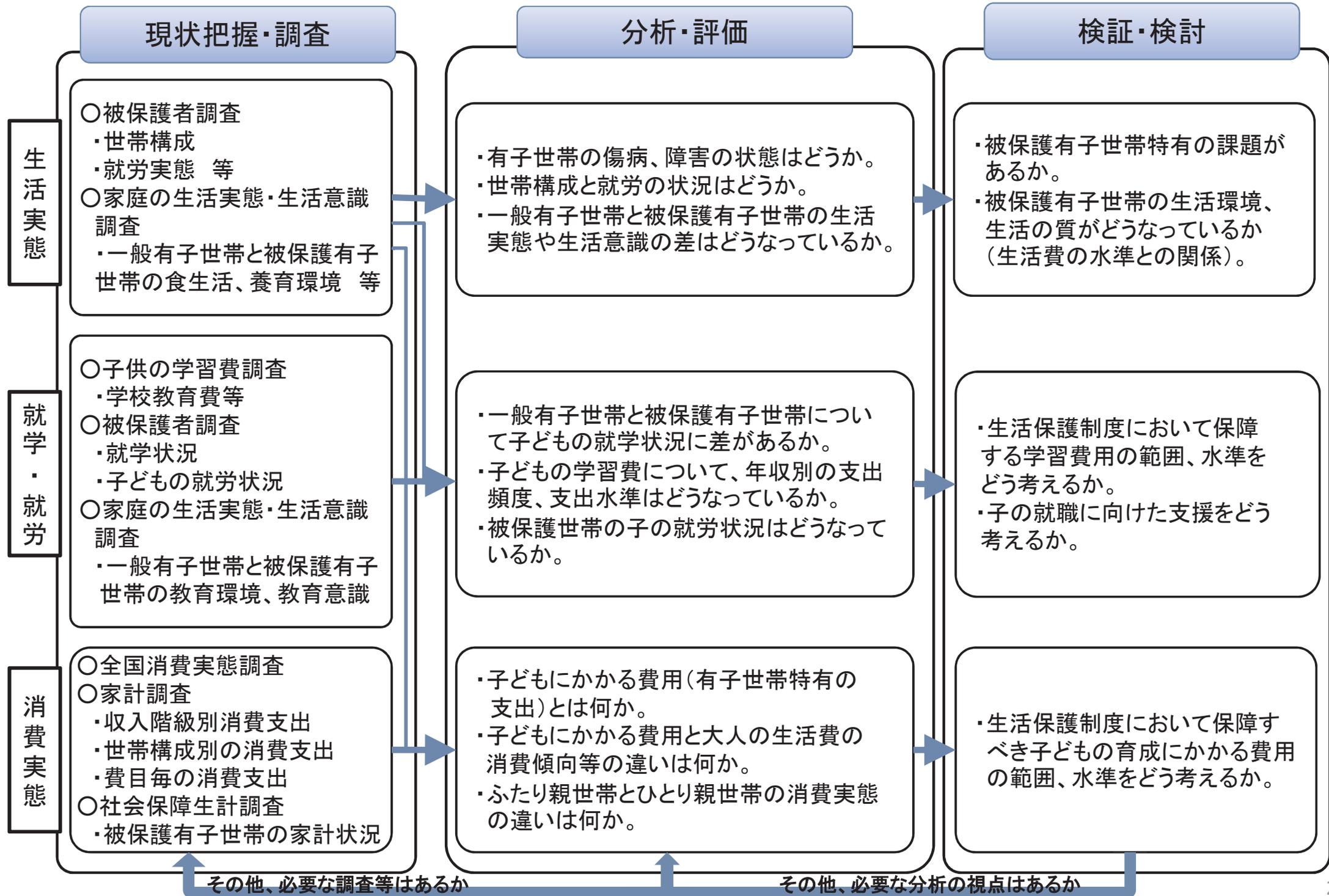
- ・ ひとり親世帯の生活水準を考える場合、一般世帯の中でもひとり親世帯は相対的に低所得であるため、子どもの貧困の連鎖を解消するという意味では、ひとり親世帯の生活水準はふたり親世帯の生活水準が保たれる水準で考える必要がある。
- ・ 子どもに必要なものというのは、貧困世帯とそうではない一般世帯で大きく異なっていないのではないか。ミニマムなものとして必要なものだと考えられる部分は、低所得世帯との相対で考えるのではなく、どうしても必要な部分ということで別途取り出して考える必要がある。
- ・ 子どもの家庭環境によって与えられる機会が制限されているのか、経済的観点ではなく、文化的、社会的観点でみていくことも大事である。

(参考)平成27年1月生活保護基準部会報告書 一抜粋一

「子どもの貧困対策については、政府として積極的に取り組んでいるところであり、子どもの貧困率とりわけひとり親世帯の貧困率自体が先進国の中でも高いことを考慮すると、有子世帯の扶助・加算の見直しについては、一般低所得世帯との均衡という考え方のみで見直すことは適切ではないとの意見があり、子どもの貧困対策の観点からより慎重に検討すべきとの意見が多かったことから、今回はとりまとめを見送った。今後も引き続き本部会において、政府として取り組んでいる子どもの貧困対策を踏まえつつ、議論を重ねていく必要がある。」

- こうした意見を踏まえ、有子世帯に対する扶助・加算については、単に一般世帯との均衡だけで考えるのではなく、子どもの健全育成に係る需要を把握した上で、その具体的な内容や水準について、次の検証の視点(素案)により、議論を進めてはどうか。

有子世帯の扶助・加算の検証の視点（素案）



生活保護を受給している有子世帯の件数

- 生活保護受給世帯における有子世帯の内訳をみると、ひとり親世帯が7割強を占めている。
- また、ひとり親世帯の大部分は、母子世帯となっている。

		合 計	子どもの人数別内訳			一世帯あたり 平均子ども人数
			子ども1人	子ども2人	子ども3人以上	
有子世帯全体	世帯数	157,031	79,118	48,759	29,154	1.71人
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
ふたり親世帯	世帯数	21,612	9,095	6,224	6,293	2.01人
	割合	13.8%	11.5%	12.8%	21.6%	
ひとり親世帯	世帯数	119,432	60,137	38,586	20,709	1.58人
	割合	76.1%	76.0%	79.1%	71.0%	
母子世帯	世帯数	103,637	51,801	33,848	17,988	1.58人
	割合	66.0%	65.5%	69.4%	61.7%	
上記以外 の世帯	世帯数	15,987	9,886	3,949	2,152	2.28人
	割合	10.1%	12.5%	8.1%	7.4%	

※1 有子世帯とは、18歳以下の世帯員がいる世帯を指す。

※2 ふたり親世帯とは、世帯主、その配偶者及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

※3 ひとり親世帯とは、現に配偶者がいない世帯主及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

世帯類型別にみた子どもの生活保護受給者数

○ 子どもの人員数を世帯類型別にみると、母子世帯が約65%を占めており、次いでその他の世帯が約23%となっている。

	有子世帯全体		高齢者世帯		母子世帯		障害者世帯		傷病者世帯		その他の世帯	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0歳	6,236	100.0%	2	0.0%	3,493	56.0%	256	4.1%	538	8.6%	1,947	31.2%
1歳	7,463	100.0%	7	0.1%	4,644	62.2%	220	2.9%	657	8.8%	1,935	25.9%
2歳	8,606	100.0%	4	0.0%	5,593	65.0%	260	3.0%	629	7.3%	2,120	24.6%
3歳	9,838	100.0%	9	0.1%	6,601	67.1%	256	2.6%	682	6.9%	2,290	23.3%
4歳	10,866	100.0%	16	0.1%	7,484	68.9%	298	2.7%	712	6.6%	2,356	21.7%
5歳	11,877	100.0%	27	0.2%	8,301	69.9%	297	2.5%	821	6.9%	2,431	20.5%
6歳	12,861	100.0%	44	0.3%	8,992	69.9%	343	2.7%	830	6.5%	2,652	20.6%
7歳	13,344	100.0%	57	0.4%	9,403	70.5%	311	2.3%	891	6.7%	2,682	20.1%
8歳	14,184	100.0%	78	0.5%	9,975	70.3%	373	2.6%	988	7.0%	2,770	19.5%
9歳	15,074	100.0%	110	0.7%	10,647	70.6%	425	2.8%	1,056	7.0%	2,836	18.8%
10歳	16,171	100.0%	110	0.7%	11,305	69.9%	434	2.7%	1,119	6.9%	3,203	19.8%
11歳	17,219	100.0%	151	0.9%	12,146	70.5%	500	2.9%	1,233	7.2%	3,189	18.5%
12歳	18,326	100.0%	204	1.1%	12,684	69.2%	537	2.9%	1,367	7.5%	3,534	19.3%
13歳	19,526	100.0%	224	1.1%	13,464	69.0%	532	2.7%	1,482	7.6%	3,824	19.6%
14歳	20,040	100.0%	292	1.5%	13,621	68.0%	614	3.1%	1,609	8.0%	3,904	19.5%
15歳	21,292	100.0%	313	1.5%	14,193	66.7%	693	3.3%	1,733	8.1%	4,360	20.5%
16歳	21,448	100.0%	356	1.7%	13,747	64.1%	741	3.5%	1,949	9.1%	4,655	21.7%
17歳	21,379	100.0%	450	2.1%	13,832	64.7%	786	3.7%	1,921	9.0%	4,390	20.5%
18歳	12,391	100.0%	0	0.0%	62	0.5%	1,313	10.6%	3,052	24.6%	7,964	64.3%
合計	278,141	100.0%	2,454	0.9%	180,187	64.8%	9,189	3.3%	23,269	8.4%	63,042	22.7%

資料：平成26年度被保護者調査（年次調査（平成26年7月末日現在））特別集計

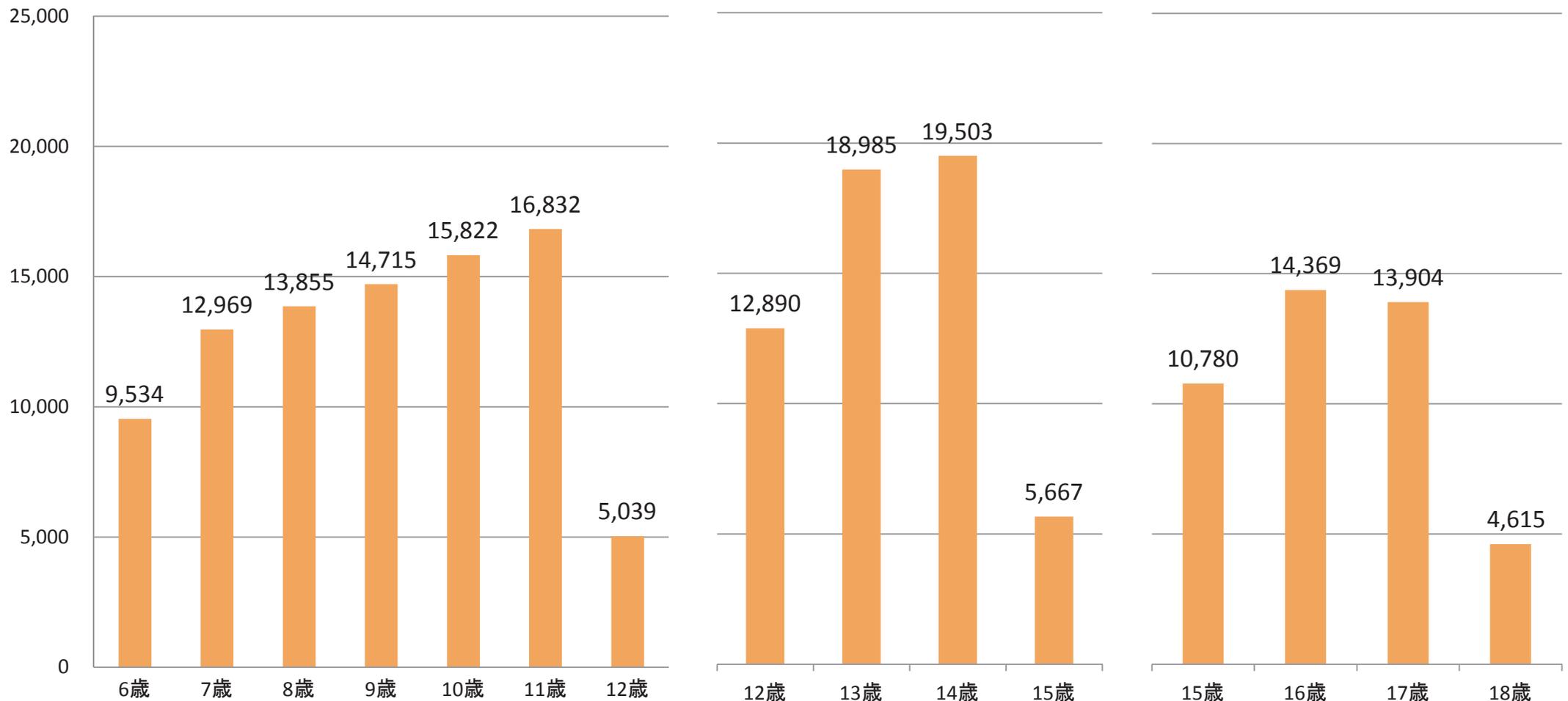
（参考）全受給者数に占める子どもの割合
13.1%（全受給者数2,127,602人）

生活保護を受給している子どもの就学者数

小学生
88,766人
(教育扶助支給者数)

中学生
57,045人
(教育扶助支給者数)

高校生等
43,668人
(高等学校等就学費支給者数)
※19歳以上の支給者数は除く



資料:平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))特別集計

生活保護を受給している有子世帯の世帯主の収入状況

- 有子世帯における世帯主の収入状況をみると、約9割の世帯は何らかの収入を得ている。
- 収入がある世帯主の収入内訳をみると、児童手当を受給している世帯が全体の約73%、児童扶養手当が約67%、就労収入が約40%となっている。

		世帯主収入あり										世帯主収入なし
		合計	就労収入	児童手当	児童扶養手当	扶養義務者等からの援助	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	年金		
		①+②	①									②
有子世帯全体	人数	157,031	144,048	62,735	114,845	104,844	6,900	555	112	6,722	10,530	12,983
	割合	100.0%	91.7%	40.0%	73.1%	66.8%	4.4%	0.4%	0.1%	4.3%	6.7%	8.3%
ふたり親世帯	人数	21,612	17,807	6,588	15,276	378	322	104	41	1,064	2,264	3,805
	割合	100.0%	82.4%	30.5%	70.7%	1.7%	1.5%	0.5%	0.2%	4.9%	10.5%	17.6%
ひとり親世帯	人数	119,432	113,289	51,112	92,129	95,764	5,954	385	57	4,891	6,258	6,143
	割合	100.0%	94.9%	42.8%	77.1%	80.2%	5.0%	0.3%	0.0%	4.1%	5.2%	5.1%
母子世帯	人数	103,637	98,808	46,135	83,566	84,966	5,399	323	42	4,147	4,180	4,829
	割合	100.0%	95.3%	44.5%	80.6%	82.0%	5.2%	0.3%	0.0%	4.0%	4.0%	4.7%
上記以外の世帯	人数	15,987	12,952	5,035	7,440	8,702	624	66	14	767	2,008	3,035
	割合	100.0%	81.0%	31.5%	46.5%	54.4%	3.9%	0.4%	0.1%	4.8%	12.6%	19.0%

※1 有子世帯とは、18歳以下の世帯員がいる世帯を指す。

※2 ふたり親世帯とは、世帯主、その配偶者及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

※3 ひとり親世帯とは、現に配偶者がいない世帯主及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

※4 扶養義務者等とは、世帯主からみた続柄が、配偶者(元配偶者も含む。)、父母、子、兄弟姉妹等となっている者である。

※5 障害児福祉手当は、障害児に対して支給されるものであるが、表中では世帯主の収入として扱っている。

生活保護を受給している有子世帯における世帯主の就労状況

- ふたり親世帯とひとり親世帯それぞれの就労状況をみると、ふたり親世帯は世帯主及び配偶者の就労割合が約3割となっており、ひとり親世帯の世帯主は約4割となっている。
- 雇用形態別にみると、パートの割合が最も高い。

		合 計	世帯主の就労あり							不就労
			正規の職員・従業員	パート	アルバイト	派遣職員	契約社員・委託	その他		
有子世帯全体	人数	157,031	62,759	5,520	39,583	9,033	1,120	1,678	5,825	94,272
	割合	100.0%	40.0%	3.5%	25.2%	5.8%	0.7%	1.1%	3.7%	60.0%
ふたり親世帯	人数	21,612	6,638	1,496	1,788	1,563	254	329	1,208	14,974
	割合	100.0%	30.7%	6.9%	8.3%	7.2%	1.2%	1.5%	5.6%	69.3%
(参考) 世帯主の配偶者	人数	21,612	7,034	480	4,497	1,055	114	128	760	14,578
	割合	100.0%	32.5%	2.2%	20.8%	4.9%	0.5%	0.6%	3.5%	67.5%
ひとり親世帯	人数	119,432	51,032	3,625	34,589	6,738	795	1,229	4,056	68,400
	割合	100.0%	42.7%	3.0%	29.0%	5.6%	0.7%	1.0%	3.4%	57.3%
母子世帯	人数	103,637	46,027	3,139	31,624	5,959	708	1,090	3,507	57,610
	割合	100.0%	44.4%	3.0%	30.5%	5.7%	0.7%	1.1%	3.4%	55.6%
上記以外の世帯	人数	15,987	5,089	399	3,206	732	71	120	561	10,898
	割合	100.0%	31.8%	2.5%	20.1%	4.6%	0.4%	0.8%	3.5%	68.2%

※1 有子世帯とは、18歳以下の世帯員がいる世帯を指す。

※2 ふたり親世帯とは、世帯主、その配偶者及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

※3 ひとり親世帯とは、現に配偶者がいない世帯主及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

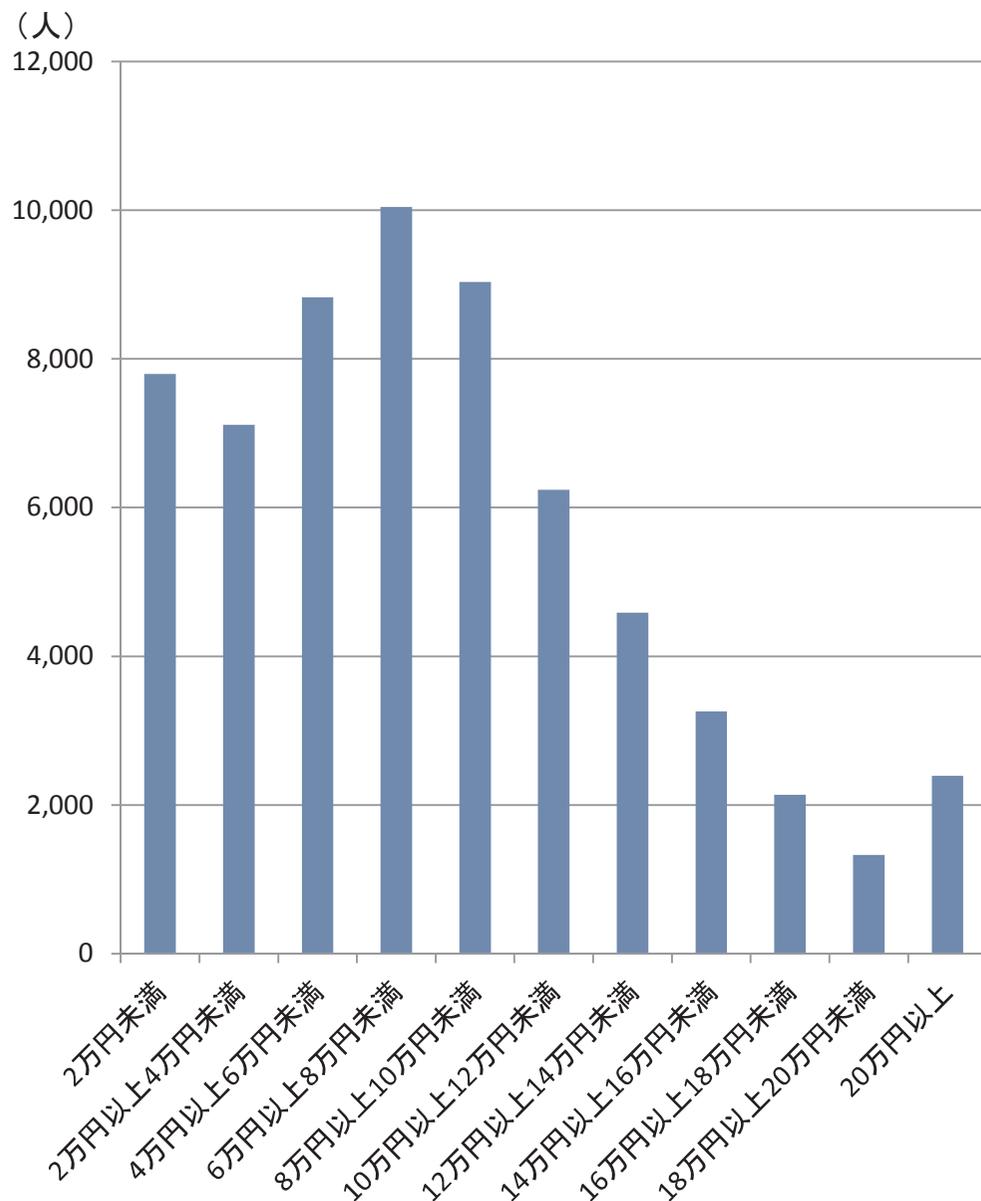
※4 就労者数は、不安定就労者も含んでいるため、調査時点において収入を得ていなかった者も含まれている。

生活保護を受給している有子世帯における世帯主の就労収入の状況

- 生活保護を受給している有子世帯の世帯主157,031人のうち、就労者は62,759人と、全体の約4割となっている。
- 有子世帯における世帯主の就労収入月額平均額は、82,106円となっている。

	有子世帯全体		ふたり親世帯		ひとり親世帯		母子世帯		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
	総数	157,031	100.0%	21,612	100.0%	119,432	100.0%	103,637	100.0%
就労者総数	62,759	40.0%	6,638	30.7%	51,032	42.7%	46,027	44.4%	
就労収入月額階級別	2万円未満	7,797	12.4%	1,050	15.8%	5,937	11.6%	5,237	11.4%
	2万円以上4万円未満	7,112	11.3%	682	10.3%	5,782	11.3%	5,163	11.2%
	4万円以上6万円未満	8,829	14.1%	696	10.5%	7,462	14.6%	6,808	14.8%
	6万円以上8万円未満	10,045	16.0%	621	9.4%	8,636	16.9%	7,895	17.2%
	8万円以上10万円未満	9,034	14.4%	588	8.9%	7,738	15.2%	7,067	15.4%
	10万円以上12万円未満	6,240	9.9%	481	7.2%	5,281	10.3%	4,802	10.4%
	12万円以上14万円未満	4,586	7.3%	460	6.9%	3,797	7.4%	3,426	7.4%
	14万円以上16万円未満	3,259	5.2%	441	6.6%	2,550	5.0%	2,287	5.0%
	16万円以上18万円未満	2,136	3.4%	358	5.4%	1,637	3.2%	1,459	3.2%
	18万円以上20万円未満	1,327	2.1%	287	4.3%	947	1.9%	832	1.8%
	20万円以上	2,394	3.8%	974	14.7%	1,265	2.5%	1,051	2.3%
不就労者総数	94,272	60.0%	14,974	69.3%	68,400	57.3%	57,610	55.6%	
平均就労収入月額(円)	82,106		103,980		79,835		79,646		

有子世帯の世帯主の就労収入月額階級別人員数



資料: 平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))特別集計

生活保護を受給している有子世帯の障害・傷病の状況①

- 有子世帯の世帯主の障害・傷病の状況をみると、約3割は何らかの障害・傷病を有している。
- 明らかな障害・傷病がないとされた者のうち、約半数は就労している。

(1) 世帯主

		合 計	障害・ 傷病 あり	障害						傷病				障害・傷病 なし			
				精神障害		知的障害		身体障害		アルコール依存症		精神病		その他		うち 就労者	
				うち 就労者													
												うち 就労者	うち 就労者	うち 就労者	うち 就労者	うち 就労者	うち 就労者
有子世帯 全体	人数	157,031	46,247	5,346	507	1,097	333	4,510	528	360	59	18,063	2,487	16,871	3,425	110,784	55,420
	割合	100.0%	29.5%	3.4%	0.3%	0.7%	0.2%	2.9%	0.3%	0.2%	0.0%	11.5%	1.6%	10.7%	2.2%	70.5%	35.3%
ふたり親 世帯	人数	21,612	8,822	1,047	140	151	37	1,697	203	84	11	1,818	186	4,025	475	12,790	5,586
	割合	100.0%	40.8%	4.8%	0.6%	0.7%	0.2%	7.9%	0.9%	0.4%	0.1%	8.4%	0.9%	18.6%	2.2%	59.2%	25.8%
ひとり親 世帯	人数	119,432	31,898	3,686	314	617	177	2,136	271	245	47	14,575	2,137	10,639	2,680	87,534	45,406
	割合	100.0%	26.7%	3.1%	0.3%	0.5%	0.1%	1.8%	0.2%	0.2%	0.0%	12.2%	1.8%	8.9%	2.2%	73.3%	38.0%
母子 世帯	人数	103,637	26,242	3,109	271	535	153	1,384	208	188	38	12,854	1,959	8,172	2,343	77,395	41,055
	割合	100.0%	25.3%	3.0%	0.3%	0.5%	0.1%	1.3%	0.2%	0.2%	0.0%	12.4%	1.9%	7.9%	2.3%	74.7%	39.6%
上記以外 の世帯	人数	15,987	5,527	613	53	329	119	677	54	31	1	1,670	164	2,207	270	10,460	4,428
	割合	100.0%	34.6%	3.8%	0.3%	2.1%	0.7%	4.2%	0.3%	0.2%	0.0%	10.4%	1.0%	13.8%	1.7%	65.4%	27.7%

※1 有子世帯とは、18歳以下の世帯員がいる世帯を指す。

※2 ふたり親世帯とは、世帯主、その配偶者及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

※3 ひとり親世帯とは、現に配偶者がいない世帯主及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

生活保護を受給している有子世帯の障害・傷病の状況②

- 有子世帯の18歳以下の世帯員の障害・傷病の状況をみると、障害・傷病なしの割合は約9割となっている。
- 障害・傷病のある児童の内訳をみると、知的障害の割合が高い。

(2) 18歳以下の世帯員

		合 計	障害・傷病 あり	障害			傷病		障害・傷病 なし
				精神障害	知的障害	身体障害	精神病	その他	
有子世帯全体	人数	278,141	18,060	1,042	6,638	2,366	1,299	6,715	260,081
	割合	100.0%	6.5%	0.4%	2.4%	0.9%	0.5%	2.4%	93.5%
ふたり親世帯	人数	45,256	3,046	138	1,257	387	141	1,123	42,210
	割合	100.0%	6.7%	0.3%	2.8%	0.9%	0.3%	2.5%	93.3%
ひとり親世帯	人数	207,467	12,786	766	4,447	1,734	980	4,859	194,681
	割合	100.0%	6.2%	0.4%	2.1%	0.8%	0.5%	2.3%	93.8%
母子世帯	人数	180,125	10,751	621	3,640	1,511	789	4,190	169,374
	割合	100.0%	6.0%	0.3%	2.0%	0.8%	0.4%	2.3%	94.0%
上記以外 の世帯	人数	25,418	2,228	138	934	245	178	733	23,190
	割合	100.0%	8.8%	0.5%	3.7%	1.0%	0.7%	2.9%	91.2%

※1 有子世帯とは、18歳以下の世帯員がいる世帯を指す。

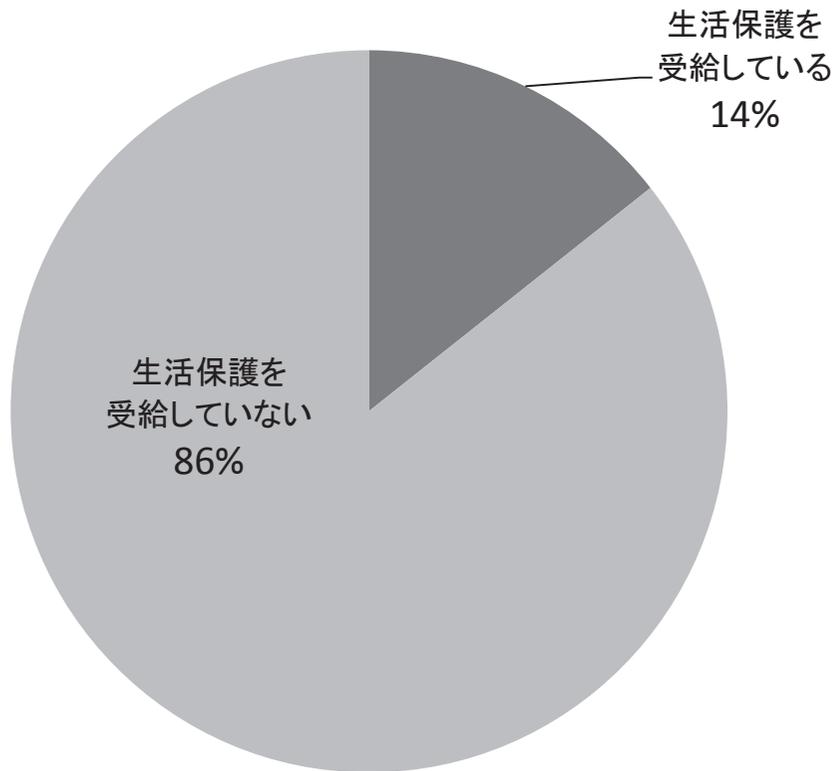
※2 ふたり親世帯とは、世帯主、その配偶者及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

※3 ひとり親世帯とは、現に配偶者がいない世帯主及び世帯主との続柄が子となっている18歳以下の世帯員のみで構成されている世帯を指す。

生活保護を受給していない世帯を含めた母子世帯全体に占める生活保護の受給割合

- 生活保護を受給していない世帯を含めた母子世帯全体の生活保護の受給状況をみると、生活保護を受給している割合は14%となっている。
- また、学歴別に生活保護受給割合をみると、母親の最終学歴が中学校である母子世帯の受給割合が34%と最も高くなっている。

母子世帯の母親の生活保護の受給割合



	学歴毎の調査対象総数全体に占める生活保護受給割合
中学校	34%
高校	14%
高等専門学校	12%
短大	4%
大学・大学院	9%
専修学校・各種学校	9%
その他	16%

※1 平成17年国勢調査により設定された調査地区から無作為に約5,000調査区を抽出し、当該調査地区内の父子世帯、養育者世帯のすべてを客体とするとともに、上記5,000調査区の1,800地区内の母子世帯のすべてを客体としている。

※2 母集団の母子世帯の構成は、総数1,648世帯のうち母子のみが1,008世帯(61.2%)、同居者ありが640世帯(38.8%)である。

(資料)厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」

生活保護を受給していない世帯を含めた母子世帯全体の年間収入の状況

○ 生活保護を受給していない世帯を含めた母子世帯の母親自身の平成22年の平均年間収入は223万円、母親自身の平均年間就労収入は181万円となっている。

○ 生活保護を受給していない世帯を含めた母子世帯の平成22年の平均年間収入 (単位:万円)

		母親自身の収入	世帯の収入
平均収入		223	291
	就労収入	181	—
年間収入分布の代表値	第1・四分位	120	150
	就労収入	90	—
	第2・四分位(中央値)	200	240
	就労収入	150	—
	第3・四分位	280	350
	就労収入	234	—

※1 「平均収入」とは、生活保護費、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

※2 「自身の収入」とは、母子世帯の母親自身の収入である。

※3 「世帯の収入」とは、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入である。

(資料)厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」

生活保護受給者に対する「子供の貧困」関連施策

教育・生活の支援

○ 教育扶助等の支給

- ・ 義務教育に伴って必要な費用を支給。
教育扶助基準(月額):2,210円(小)、4,290円(中)
学習支援費(月額):2,630円(小)、4,450円(中)
入学準備金:40,600円(小)、47,400円(中) 等

○ 高等学校等就学費の支給

- ・ 高等学校等に進学する場合に高等学校等就学費を支給。
基本額(月額):5,450円、学習支援費(月額):5,150円
入学料及び入学考査料 等

○ 学習支援事業の実施(生活困窮者自立支援法により法定化(平成27年4月施行))

- ・ 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対して、進路相談、中退防止のための支援、子どもの居場所づくりに関する支援を含む学習支援の実施。実施自治体:300自治体(平成27年度)
平成28年度は、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

○ 子どもの学習塾等費用の収入認定除外(平成27年10月から実施)

- ・ 生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外。

経済的支援

○ 大学等の進学費用の収入認定除外(平成26年4月から実施)

- ・ 生活保護世帯の高校生のアルバイト収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学にかかる経費に充てられる場合には、収入認定から除外。

○ 児童養育加算の支給(児童手当相当)

- ・ 児童の養育に当たる者に支給。
第1子及び第2子 月額:10,000円(3歳未満:15,000円)
第3子以降 月額:10,000円(小学校修了前:15,000円)

○ 母子加算の支給

- ・ 父子又は母子世帯に支給。
第1子 月額:22,790円(1級地の場合)
第2子以降加算有

保護者に対する就労の支援

○ 就労支援事業等の実施

- ・ 就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施。

○ 就労や自立に向けたインセンティブの強化

① 就労活動促進費の支給(平成25年8月から実施)

- ・ ハローワークでの求職活動など、自ら積極的に就労活動に取り組む者に対して支給。※月額5千円 原則6カ月(最長12カ月)

② 就労自立給付金の支給(平成26年7月から実施)

- ・ 就労による自立を促進するため、安定した就労を得たこと等により保護廃止に至った者に対して支給。
※上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円

○ 親の学び直しの支援

- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給。

○ 基礎控除の引き上げ(平成25年8月から実施)

- ・ 就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残す勤労控除のうち、基礎控除の引き上げ。
※ 8,000円 → 15,000円

【参考】生活保護世帯に属する子供の貧困に関する指標(平成27年4月時点)

指標	生活保護世帯	(参考)一般世帯
① 高等学校等進学率	92.8%	98.8%
② 高等学校等中退率	4.5%	1.5%
③ 大学等進学率	33.4%	73.2%
④ 就職率(中学校卒業後)	1.7%	0.3%
⑤ 就職率(高等学校等卒業後)	45.5%	18.2%

※ 実線は、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)に掲載のある施策。

点線は、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲載されていない施策。

他法他施策による有子世帯に対する主な支援

子ども・子育て支援

(施設型給付)

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

(地域型保育給付)

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

(地域子ども・子育て支援事業)

- ・利用者支援事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり事業
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業等
 - ・子育て短期支援事業
 - ・子育て援助活動支援事業
- (ファミリー・サポート・センター事業) 等

ひとり親支援

(子育て・生活支援)

- ・母子・父子自立支援員による相談・支援
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ひとり親家庭等生活向上事業
- ・母子生活支援施設
- ・子育て短期支援事業

(就業支援)

- ・ハローワークによる支援
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ・自立支援教育訓練給付金
- ・高等職業訓練促進給付金
- ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(経済的支援など)

- ・養育費確保支援
- ・児童扶養手当
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金

検証作業に係る主な調査データ

	全国消費実態調査(総務省)	家計調査(総務省)	被保護者調査(厚労省)	社会保障生計調査(厚労省)	家庭の生活実態及び生活意識調査(厚労省)
目的	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供する。	被保護世帯等の受給状況、実態、特に保護の決定状況、世帯員の状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	生活保護受給世帯の家計の実態を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。
調査対象	約56,400世帯 (うち単身は約4,700世帯)	約9,000世帯	約1,600,000世帯 (生活保護受給世帯全数)	約1,110世帯	約32,800世帯(一般) 約1,110世帯(生保)
主な調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 ・支出 ・主要耐久消費財等 ・貯蓄 ・借入金残高 ・世帯 ・住居 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 ・支出 ・購入頻度 ・貯蓄 ・負債現在高 ・世帯 ・住居 	<ul style="list-style-type: none"> ○月次調査 世帯数、人員数、扶助の種類、世帯類型、保護の開廃等 ○年次調査 加算、控除、年金、保護の決定状況、世帯員の状況等 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入 ・支出 ・世帯 ・就労の状況 ・在学の状況 ・保護の決定状況 ・加算の受給状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の状況 ・家庭の生活実態及び生活意識(普段の生活、耐久材の保有状況、生活の満足度、レジャーや社会参加など)
直近の調査時期	○2人以上世帯 平成26年9～11月 ○単身世帯 平成26年10・11月	毎月	○月次調査 毎月 ○年次調査 平成27年7月	平成27年度	平成28年7月
直近データの 使用可能な時期	平成28年末頃までに総務省からデータを入手し、入手次第特別集計を開始予定 ※家計調査については、平成22年から平成26年分のデータの入手を予定		○月次調査 調査時から約3ヶ月以降(速報値) ○年次調査 平成28年秋頃の予定	平成29年度明けの予定 ※平成26年度分は使用可能	平成28年度末の予定 ※所得階級別の集計は、平成29年秋頃の予定

平成28年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の実施について

(調査の概要)

- 次期生活保護基準の検証及び生活保護制度全般を予断無く検証するため、一般世帯及び生活保護世帯の生活実態を明らかにし、生活保護世帯と一般世帯のうち低所得世帯の生活実態の比較等を行うことにより、今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料とする。

(調査の対象)

- 一般世帯・・・平成28年国民生活基礎調査の所得票を実施した世帯のうち1,640単位区
約30,000世帯
- 生活保護世帯・・・平成28年度社会保障生計調査の調査世帯となっている生活保護世帯
1,110世帯全て

(調査の内容)

- 家庭の状況、普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とのおつきあい、レジャーや社会参加、家計の状況、育児・子育て・子どもの教育

(調査実施日)

- 平成28年7月14日(木)。一般世帯は国民生活基礎調査(所得票)と同時実施。ただし、生活保護世帯は社会保障生計調査(平成28年7月分)と同時実施

(集計及び結果の公表等)

- 電子計算機により集計を行い、その結果は「平成28年家庭の生活実態及び生活意識」に関する調査報告書」として公表する。

子どもに係る費用に関するデータの例 ①子育て費用

- 平成21年度に内閣府が実施したインターネットによる子育て費用に関する調査によると、第1子1人当たりの子育て費用のうち、「学校外活動費」及び「レジャー・旅行費」については、年収の増加に伴って増加する傾向にある。
- また、年収500万円未満までの各収入額階級においては、「食費」、「生活用品費」、「学校教育費」及び「学校外教育費」に大きな差はみられない。

※ 平成21年度インターネットによる子育て費用に関する調査(内閣府)

第1子として0歳～中学3年生までの子どもを持つ親(未婚含む)を対象とした、インターネットによるアンケート調査(有効回収数 11,145サンプル)。

世帯の属性、費目別支出金額、祖父母からの経済的援助の状況、子ども手当の使い道等を調査。

○世帯年収別に集計した第1子一人当たりの費目別年間子育て費用額(対象者全体平均)

(単位:円)

	300万円未満	300万～ 400万円未満	400万～ 500万円未満	500万～ 600万円未満	600万～ 700万円未満	700万～ 800万円未満
調査数	945	1,423	1,927	2,017	1,517	1,193
A. 衣類・服飾雑貨費	60,375	53,781	63,383	65,515	69,595	78,829
B. 食費	224,778	213,496	226,988	241,246	256,847	279,553
C. 生活用品費	90,942	92,343	92,882	100,092	96,316	104,569
D. 医療費	14,149	15,368	16,666	17,497	18,727	19,138
E. 保育費	84,121	98,864	114,178	110,135	107,522	114,147
F. 学校教育費	65,100	55,373	59,896	66,777	82,615	96,359
G. 学校外教育費	56,104	54,768	59,354	66,731	89,504	118,282
H. 学校外活動費	33,366	36,176	45,904	57,531	64,268	77,567
I. 子どもの携帯電話料金	4,970	3,503	3,455	3,906	4,979	6,018
J. おこづかい	8,718	8,033	8,145	8,470	9,746	11,965
K. お祝い行事関係費	31,591	38,749	38,617	38,694	40,302	44,669
L. 子どものための預貯金・保険	135,534	152,819	162,600	174,879	178,647	204,782
M. レジャー・旅行費	73,912	93,136	111,841	129,822	148,769	173,723
子育て費用総額(出産準備費、出産関連費除く)	883,660	916,406	1,003,909	1,081,296	1,167,836	1,329,603

(参考)平成21年度インターネットによる子育て費用に関する調査対象の属性

【回答者の年齢】

	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	平均年齢
全体	7.5%	25.9%	35.2%	22.3%	7.6%	1.5%	37.04歳
男性	3.3%	18.7%	32.5%	28.1%	13.9%	3.5%	39.04歳
女性	9.5%	29.3%	36.5%	19.5%	19.5%	0.6%	36.08歳

【世帯年収】

300万円未満	300万～400万円未満	400万～500万円未満	500万～600万円未満	600万～700万円未満	700万～800万円未満	800万～1000万円未満	1000万円以上	平均年収
8.5%	12.8%	17.3%	18.1%	13.6%	10.7%	11.6%	7.4%	608.3万円

【親の状況】

ひとり親	両親あり
3.7%	96.3%

【親の状況】

片働き	共働き	両親とも無職
42.2%	53.5%	4.4%

(資料)内閣府「平成21年度インターネットによる子育て費用に関する調査」

子どもに係る費用に関するデータの例 ②学習費用

○ 公立の学習費総額年間平均額

① 年間平均支出額

(単位:円)

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校(全日制)
学校教育費	59,228	128,964	242,692
学校給食費	43,176	38,422	…
学校外活動費	219,304	314,455	167,287
学 習 費 総 額	321,708	481,841	409,979

② 世帯年収別年間平均支出額

(単位:千円)

区 分	400万円 未満	400万円 ～ 599万円	600万円 ～ 799万円	800万円 ～ 999万円	1,000万円 ～ 1,199万円	1,200万円 以上
小学校	235	270	317	384	432	759
中学校	375	419	493	564	602	677
高等学校(全日制)	337	373	417	468	573	586

※世帯の年間収入の「400万円未満」は、調査区分「200万円未満」と「200万円～399万円」を集計した数値である。

(資料)文部科学省「平成26年度子供の学習費調査」

参考資料

- 有子世帯の扶助・加算の概要資料21p
- 他法他施策の概要資料26p

有子世帯の扶助・加算の概要

	母子加算	児童養育加算	教育扶助	高等学校等就学費
趣旨	子どもの貧困の解消を図るため、ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯等)の生活保護受給世帯に対し支給するもの。	児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するもの。	義務教育(小学校・中学校)に伴って必要となる費用(学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの。以下参照。)について給付を行うもの。	高等学校等就学に伴って必要となる費用(学用品、交通費、授業料その他高等学校等就学に伴って必要となるもの。以下参照。)について給付を行うもの。 ※ 生業扶助として支給
基準額 (月額、 28年度)	○在宅 1級地 22,790円 2級地 21,200円 3級地 19,620円 ○入院入所 18,990円	児童手当と同額 第1子及び第2子 3歳未満 15,000円 3歳以上 10,000円 第3子以降 小学校修了前 15,000円 中学生 10,000円	基準額 小学校 2,210円 中学校 4,290円 学級費等 小学校 670円以内 中学校 750円以内 教材代 実費支給 学校給食費 実費支給 校外活動費 実費支給 通学交通費 実費支給 学習支援費 小学校 2,630円 中学校 4,450円	基準額 5,450円 学級費等 1,670円以内 教材代 実費支給 授業料 公立高校相当額 入学料 公立高校相当額 入学審査料 公立高校相当額 通学交通費 実費支給 学習支援費 5,150円

児童養育加算の概要

○ 加算の目的

- ・ 児童手当制度の創設により一般世帯において児童の健全育成のための養育費が支給されることとなったことに伴い、生活保護においても児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するものとして、昭和47年創設。
- ・ 昭和47年以降、児童養育加算は、児童手当の効果が生生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、その額及び支給対象者を児童手当と同一となるよう改定してきたもの。
- ・ なお、児童手当は全額収入認定される。

(参考) 児童手当法の目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。(法第1条)

○ 基準額 (児童1人当たり、月額・平成28年度)

- 15,000円 (3歳未満)
- 10,000円 (3歳以上小学校修了前、第1、2子)
- 15,000円 (3歳以上小学校修了前、第3子以降)
- 10,000円 (中学生)

※児童手当の支給額と同額

母子加算の概要

母子加算は、ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯等)の生活保護受給世帯に対し、児童1人の場合で月額22,790円(在宅・1級地)を支給する。

○ 加算額(月額・平成28年度)

		児童1人	児童が2人の 場合に加える額	児童が3人以上 1人を増すごとに 加える額
在宅者	1級地	22,790円	1,800円	920円
	2級地	21,200円	1,690円	850円
	3級地	19,620円	1,580円	780円
入院患者又は社会福祉施設 もしくは介護施設の入所者		18,990円	1,530円	750円

○ 対象要件

父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならない場合

※ 「これに準ずる状態」とは、父母の一方又は両方が

- ①常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- ②引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- ③おおむね1年以上にわたって行方不明の場合や、引き続き1年以上遺棄していると認められる場合

※ 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で障害等級表1～3級若しくは国民年金法施行令別表に定める1～2級に該当する障害のある者をいう。

※ 当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情になる場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、該当しない。

教育扶助の概要

教育扶助は、義務教育（小学校・中学校）に伴って必要となる費用（学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの。以下参照。）について給付を行うもの。

区分	内 容		基準額(月額)
基準額	学用品費	その他の教育費	小学校:2,210円 中学校:4,290円
	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	
学級費等	学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等		小学校:670円以内 中学校:750円以内
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		実費支給
学校給食費	保護者が負担すべき給食費		実費支給
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給
学習支援費	学習参考書(教材代に含まれるものを除く。)購入費、課外クラブ活動費		小学校:2,630円 中学校:4,450円

※ 上記のほか、入学準備に必要な入学時の学童(学生)服、ランドセル、鞆、靴などについて、一時扶助として入学準備金が給付される(小学校:40,600円以内、中学校:47,400円以内)。

※ 基準額は、平成28年4月現在。

高等学校等就学費の概要

高等学校等就学費は、高等学校等就学に伴って必要となる費用（学用品、交通費、授業料その他高等学校等就学に伴って必要となるもの。以下参照。）について給付を行うもの。 ※ 生業扶助として支給

区 分	内 容		基準額(月額)
基本額	学用品費	その他の教育費	5,450円
	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴等の購入費	校外活動費、通学用品費等の購入費	
学級費等	学級費、生徒会費及びPTA会費等		1,670円以内
教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの(教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		実費支給
授業料	授業料		公立高校授業料相当額
入学料	入学料		公立高校入学料相当額
入学考査料	入学考査料		公立高校入学考査料相当額
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給
入学準備金	学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費		63,200円以内
学習支援費	学習参考書(教材代に含まれるものを除く。)購入費、課外クラブ活動費		5,150円

※ 基準額は、平成28年4月現在。

児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する				
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満		
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10000円 ○所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)		
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(2.0/1000)を乗じて得た額。				
		被用者	非被用者	公務員	
	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3		
財源内訳 (28年度予算)	[給付総額] 2兆2,216億円 (2兆2,299億円) ※ () 内は27年度予算額	(内訳) 国負担分 : 1兆2,320億円 (1兆2,356億円) 地方負担分 : 6,160億円 (6,178億円) 事業主負担分 : 1,835億円 (1,821億円) 公務員分 : 1,902億円 (1,944億円)			
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)				

●児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則
(検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税、及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名		支援内容
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。
	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設
子育て短期支援事業		児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業	事業内容
<p>1 ハローワークによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など 	<p>子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。</p>
<p>2 母子家庭等就業・自立支援センター事業(H15度創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度自治体実施率100.0%(110/110) ・相談件数:8万8422件 ・就職件数:6377件 	<p>母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。</p>
<p>3 母子・父子自立支援プログラム策定事業(H17度創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度自治体実施率66.6%(601/903) ・プログラム策定数:7104件 	<p>個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。</p>
<p>4 自立支援教育訓練給付金(H15度創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度自治体実施率93.9%(848/903) ・支給件数:647件 ・就職件数:488件 	<p>地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)を支給する。</p>
<p>5 高等職業訓練促進給付金(H15度創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度自治体実施率 94.2% (851/903) ・総支給件数 : 6961件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数 : 2804人 (看護師 1076人、准看護師 1170人、保育士225人、介護福祉士 83人等) ・就職者数 : 2217人 (看護師 961人、准看護師 810人、保育士175人、介護福祉士 75人等) 	<p>看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円)、上限3年)を支給する。</p>
<p>6 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(H27度創設)</p>	<p>ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。</p>

ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み

1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

(1)平成15年の民事執行法改正（16年4月施行）

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした（一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。）。

(2)平成16年の民事執行法改正（17年4月施行）

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭（間接強制金）を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。

3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分（約123万円）を一括して貸付けできるようにした。

4. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成(8千部)。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

（活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

6. 養育費相談機関の創設・拡充

(1)「養育費相談支援センター」の創設（19年度）

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
- ・養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し（21万部）、地方自治体に配布。

(2)養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。（平成19年10月）
- ・養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。（平成22年度）
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費の法律相談も実施（平成28年度）

7. 民法等の一部改正（平成24年4月1日施行）

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、裁判所などで配付。

（ 参 考 ）

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

（扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

○民法

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）

児童扶養手当制度の概要

1. 目的
離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件
父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。
※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成28年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,330円	一部支給：42,320円から9,990円まで
・児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,000円	一部支給：9,990円から5,000円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,000円	一部支給：5,990円から3,000円まで

※ 児童2人以上の加算額は平成28年8月から

5. 所得制限限度額(収入ベース)

- ・本人：全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯)：610.0万円

6. 受給状況
・平成27年3月末現在の受給者数 1,058,231人（母：989,534人、父：63,678人、養育者：5,019人）

7. 予算額（国庫負担分） [28年度予算] 1,745.7億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
 - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金(平成26年10月1日より)
 - ・配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる父子家庭の父) ・母子・父子福祉団体 等
- ③ 寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成26年度)

- ・母子福祉貸付金 193億5142万円(37,996件) ・父子福祉貸付金 1億2166万円(344件)
- ・寡婦福祉貸付金 5億7215万円(929件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

予算額

[28年度予算]38.1億円